

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
はじめに	はじめに 平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波の襲来によって発災した。その結果、大量の放射性物質が放出され、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として立入りが原則禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなど、避難区域の指定は福島県内の12市町村に及んだ。このため、14万人を超える住民が避難し、現在も多く多くの住民が避難生活を余儀なくされている。また、広範な地域に拡散した放射性物質は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしていったところである。 京都市は、福島第一原発の深刻な事態を教訓とし、万一の原子力災害から、147万人の市民の生命、身体及び財産を守るため、国の法整備等を待つことなく「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」を平成24年3月に策定し、対応してきたが、同年6月27日の原子力災害対策特別措置法の改正、及び同年10月31日の国の原子力災害対策指針の策定並びに翌25年2月27日の指針改定を受けて、平成25年3月18日、京都市地域防災計画に、新たに「原子力災害対策編」を策定し、運用している。 そして、平成31年に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき、レジリエンスの視点によって政策を点検・強化及び京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、（追記）「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指している。 （略）	はじめに 平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）における事故は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波の襲来によって発災した。 その結果、大量の放射性物質が放出され、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として立入りが原則禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなど、避難区域の指定は福島県内の12市町村に及んだ。このため、14万人を超える住民が避難し、現在も多く多くの住民が避難生活を余儀なくされている。 また、広範な地域に拡散した放射性物質は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼした。 京都市では、福島第一原発の深刻な事態を教訓とし、万一の原子力災害から、147万人の市民の生命、身体及び財産を守るため、国の法整備等を待つことなく「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」を平成24年3月に策定し、同年6月27日の原子力災害対策特別措置法の改正、及び同年10月31日の国の原子力災害対策指針の策定並びに翌25年2月27日の指針改定を受けて、平成25年3月18日、京都市地域防災計画において新たに「原子力災害対策編」を策定し、運用している。 対策の実施に当たっては、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づき、レジリエンスの視点による政策の点検・強化、京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、ウイズコロナ、アフターコロナ社会においても、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す。 （略）	記載修正
4	第4節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和元年7月3日（一部改正））に準拠する。	第4節 計画の作成又は修正に際し準拠すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和2年10月28日（一部改正））に準拠する。	原子力災害対策指針の改正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																						
6	表 1. 6. 1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ） 資料：住民基本台帳（<u>令和元年 10 月 1 日</u>） <table><tr><th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数(世帯)</th><th>人口（人）</th></tr><tr><td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td><u>53</u></td><td><u>90</u></td></tr><tr><td>広河原</td><td>38</td><td><u>115</u></td></tr><tr><td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td><u>50</u></td><td><u>80</u></td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td><u>141</u></td><td><u>285</u></td></tr></table>	行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口（人）	左京区	久 多	<u>53</u>	<u>90</u>	広河原	38	<u>115</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>50</u>	<u>80</u>	計		<u>141</u>	<u>285</u>	表 1. 6. 1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ） 資料：住民基本台帳（<u>令和 2 年 10 月 1 日</u>） <table><tr><th>行政区名</th><th>地 域</th><th>世帯数(世帯)</th><th>人口（人）</th></tr><tr><td rowspan="2">左京区</td><td>久 多</td><td><u>50</u></td><td><u>86</u></td></tr><tr><td>広河原</td><td>38</td><td><u>117</u></td></tr><tr><td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td><u>44</u></td><td><u>74</u></td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td><u>132</u></td><td><u>277</u></td></tr></table>	行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口（人）	左京区	久 多	<u>50</u>	<u>86</u>	広河原	38	<u>117</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>44</u>	<u>74</u>	計		<u>132</u>	<u>277</u>	統計数値の時点修正
行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口（人）																																						
左京区	久 多	<u>53</u>	<u>90</u>																																						
	広河原	38	<u>115</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>50</u>	<u>80</u>																																						
計		<u>141</u>	<u>285</u>																																						
行政区名	地 域	世帯数(世帯)	人口（人）																																						
左京区	久 多	<u>50</u>	<u>86</u>																																						
	広河原	38	<u>117</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>44</u>	<u>74</u>																																						
計		<u>132</u>	<u>277</u>																																						
10	表 1. 7. 1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 警戒事態を判断するEAL ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない<u>こと</u>。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない<u>こと</u>。 ④ <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑦ <u>原子炉制御室その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	表 1. 7. 1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 警戒事態を判断するEAL ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない<u>こと</u>、又は<u>原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと</u>。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない<u>こと</u>、又は<u>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること</u>。 ④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること</u>、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑦ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子力災害対策指針の改正に伴う修正																																						

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
10 11	施設敷地緊急事態を判断するEAL ③ 全ての<u>交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない<u>こと</u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ <u>原子炉制御室</u>の環境が<u>悪化し</u>、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、<u>炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置</u>を使用すること。 全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができない<u>こと</u>又は停止したことを確認することができないこと。 ⑤ 全ての<u>交流母線から</u>電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑩ <u>原子炉制御室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>、<u>原子炉制御室からの</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失する<u>こと</u>又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	施設敷地緊急事態を判断するEAL ③ 全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない<u>こと</u>、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が<u>悪化することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、<u>原子炉格納容器圧力逃がし装置</u>を使用すること。 全面緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができない<u>こと</u>、又は停止したことを確認することができないこと。 ⑤ 全ての<u>非常用交流母線からの</u>電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑩ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなる<u>ことにより</u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失する<u>こと</u>、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁 14	現 行		修 正 案		修正理由
	機関名	取組の大綱	機関名	取組の大綱	
	指定地方行政機関	<u>近畿総合通信局</u>	指定地方行政機関	<u>(削除)</u>	京都市地域防災計画（一般災害対策編，震災対策編，事故対策編）第1章2節との記載重複の修正 組織改正に伴う修正
		<u>1 電波及び有線電気通信の監理</u>		<u>(削除)</u>	
		<u>2 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理</u>		<u>(削除)</u>	
		<u>3 非常通信協議会の育成指導</u>		<u>(削除)</u>	
		<u>中部近畿産業保安監督部近畿支部</u>	指定地方公共機関	<u>大阪管区气象台（京都地方气象台）</u>	
	第八管区海上保安本部	<u>1 原子力発電所の防災に関する指導</u>		<u>(削除)</u>	
		<u>1 海難救助, 海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制</u>		<u>(削除)</u>	
		<u>2 海上におけるモニタリングの支援</u>		<u>(削除)</u>	
	大阪管区气象台	<u>3 海上における緊急輸送</u>		<u>(削除)</u>	
		(略)			
	指定地方公共機関	<u>一般社団法人京都府歯科医師会</u>			
		<u>1 避難所における避難者の健康対策</u>			
		<u>2 遺体の検視, 身元確認及び処理に関する協力</u>			
		<u>公益社団法人京都府看護協会</u>			
		<u>1 災害時における医療救護の実施</u>			
		<u>2 避難所における避難者の健康対策</u>			

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>一般社団法人京都府薬剤師会</u> <u>1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供</u> <u>2 調剤業務及び医薬品の管理</u>		
45	（参考）【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第1節】 4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）（抜粋） （略） <u>○原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとする。</u>	（参考）【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第1節】 4 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）（抜粋） （略） <u>○関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、次の事項について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u> <u>・PAZ内の避難者の数及び避難の方針</u> <u>・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
46	図3. 1. 1 情報収集事態及び警戒事態発生時に係る連絡系統図（図略） 大飯原子力規制事務所（原子力防災専門官）<u>（原子力保安検査官）</u>	図3. 1. 1 情報収集事態及び警戒事態発生時に係る連絡系統図（図略） 大飯原子力規制事務所（原子力防災専門官）<u>（原子力運転検査官）</u>	組織改正に伴う修正
47	図3. 1. 2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図（図略） 大飯原子力規制事務所（原子力防災専門官）<u>（原子力保安検査官）</u> 警察庁<u>警備局警備課</u>	図3. 1. 2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図（図略） 大飯原子力規制事務所（原子力防災専門官）<u>（原子力運転検査官）</u> 警察庁<u>警備運用部警備第二課</u>	組織改正に伴う修正

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
48	（参考）【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第1節5】 （1） 緊急時モニタリング（抜粋） ○<u>緊急時モニタリングセンター</u>は，緊急時モニタリングの結果等を周辺市町村に<u>連絡</u>するものとする。 ○原子力規制委員会（<u>全面緊急事態</u>においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンター，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。	（参考）【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第1節5】 （1） 緊急時モニタリング（抜粋） ○<u>原子力災害現地災害対策本部</u>は，緊急時モニタリングの結果等を<u>原子力災害合同対策協議会の場において</u>周辺市町村に<u>説明</u>するものとする。 ○原子力規制委員会（<u>原子力緊急事態宣言発出後</u>においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンター，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正												
51	表3. 2. 2 関係局区連絡会議の構成（略） <u>文化市民局共同参画社会推進部長</u>	表3. 2. 2 関係局区連絡会議の構成（略） <u>文化市民局くらし安全推進部長</u>	組織改正に伴う修正												
52	<table><tr><td colspan="2">表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制</td></tr><tr><td rowspan="3">本部員</td><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td><u>（追記）</u></td></tr><tr><td>監察監</td></tr></table>	表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制		本部員	文化芸術政策監	<u>（追記）</u>	監察監	<table><tr><td colspan="2">表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制</td></tr><tr><td rowspan="3">本部員</td><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td><u>都市経営戦略監</u></td></tr><tr><td>監察監</td></tr></table>	表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制		本部員	文化芸術政策監	<u>都市経営戦略監</u>	監察監	組織改正に伴う修正
表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制															
本部員	文化芸術政策監														
	<u>（追記）</u>														
	監察監														
表3. 2. 4 原子力災害警戒本部の体制															
本部員	文化芸術政策監														
	<u>都市経営戦略監</u>														
	監察監														

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由												
52	表 3. 2. 5 災害対策本部の体制 1 構成 <table><tr><td rowspan="4">本部員</td><td>危機管理監</td></tr><tr><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td>(追記)</td></tr><tr><td>監察監</td></tr></table>	本部員	危機管理監	文化芸術政策監	(追記)	監察監	表 3. 2. 5 災害対策本部の体制 1 構成 <table><tr><td rowspan="4">本部員</td><td>文化芸術政策監</td></tr><tr><td>都市経営戦略監</td></tr><tr><td>危機管理監</td></tr><tr><td>監察監</td></tr></table>	本部員	文化芸術政策監	都市経営戦略監	危機管理監	監察監	組織改正に伴う修正 職制順に整理		
本部員	危機管理監														
	文化芸術政策監														
	(追記)														
	監察監														
本部員	文化芸術政策監														
	都市経営戦略監														
	危機管理監														
	監察監														
56	保健福祉部 <table><tr><td colspan="3">所掌事務</td></tr><tr><td>屋内退避，避難収容等の防護活動</td><td>安定ヨウ素剤の予防服用措置</td><td>安定ヨウ素剤の予防服用措置</td></tr></table>	所掌事務			屋内退避，避難収容等の防護活動	安定ヨウ素剤の予防服用措置	安定ヨウ素剤の予防服用措置	保健福祉部 <table><tr><td colspan="3">所掌事務</td></tr><tr><td>屋内退避，避難収容等の防護措置</td><td>安定ヨウ素剤の服用措置</td><td>安定ヨウ素剤の服用措置</td></tr></table>	所掌事務			屋内退避，避難収容等の防護措置	安定ヨウ素剤の服用措置	安定ヨウ素剤の服用措置	字句修正
所掌事務															
屋内退避，避難収容等の防護活動	安定ヨウ素剤の予防服用措置	安定ヨウ素剤の予防服用措置													
所掌事務															
屋内退避，避難収容等の防護措置	安定ヨウ素剤の服用措置	安定ヨウ素剤の服用措置													
62	3. 1. 2 屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等の連絡及び注意勧告を行う (1) 施設敷地緊急事態発生時におけるUPZ内住民の屋内退避の準備(略) (2) 全面緊急事態発生時におけるUPZ内住民の屋内退避の実施及びUPZ外住民への注意喚起等(略)	3. 1. 2 屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等の連絡及び注意勧告を行う (1) 施設敷地緊急事態発生時におけるUPZ内住民等の屋内退避の準備(略) (2) 全面緊急事態発生時におけるUPZ内住民等の屋内退避の実施及びUPZ外住民等への注意喚起等(略)	字句修正												

京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現 行	修 正 案	修正理由
72	（参考）【京都府地域防災計画 原子力災害対策編 第3編 第8章】 2 医療活動等（抜粋） <u>（6）</u>（略） ア 京都府<u>（原子力災害医療調整官）</u> （略） （7）（略）必要と認められる場合は、<u>府内の原子力災害拠点病院，地域の放射線緊急時支援センター</u>等に対して患者の受入を要請する。（略） （8）医療救護班等及び<u>地域救急医療機関</u>は，必要に応じて<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立病院及び国立大学病院を中心に，各医療機関より派遣された医療従事者等からなる被ばく医療に係る医療チーム</u>の指導を受けるなどにより，国，指定公共機関，関西電力株式会社等と連携して，災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査，除染等を実施するとともに，必要に応じ治療を行うものとする。また，コンクリート屋内退避所，避難所における住民等の健康管理を行うものとする。 また，医療救護班等は，<u>原子力災害現地対策本部医療班の原子力災害医療調整官</u>の指示に基づき，汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。	（参考）【京都府地域防災計画 原子力災害対策編 第3編 第8章】 2 医療活動等（抜粋） <u>（5）</u>（略） ア 京都府<u>（削除）</u> （略） （7）（略）必要と認められる場合は，<u>府内の原子力災害拠点病院</u>等に対して患者の受入を要請する。（略） （8）医療救護班等及び<u>原子力災害医療機関</u>は，必要に応じて<u>原子力災害医療派遣チーム</u>の指導を受けるなどにより，国，指定公共機関，関西電力株式会社等と連携して，災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査，除染等を実施するとともに，必要に応じ治療を行うものとする。また，コンクリート屋内退避所，避難所における住民等の健康管理を行うものとする。 また，医療救護班等は，<u>原子力災害医療調整官</u>の指示に基づき，汚染や被ばくの可能性がある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。	府原子力災害対策編修正に伴う修正
74	7. 3 市民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する体制を整備する	7. 3 市民等からの<u>問合せ</u>に対応する体制を整備する	字句修正